

## 第 26 回小田原市市税滞納審査会議事録

◆日 時 平成 29 年 8 月 22 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分

◆場 所 小田原市役所本庁舎 6 階 602 会議室

◆出席者 13 名（委員：4 名 事務局：9 名）

<委員>

大田和 俊彦 小原 英輔 中江 博行 本田 耕一

<事務局>

和田総務部長 佐藤総務部副部長

齊藤市税総務課長 葦宮市税総務課副課長

横山納税係長 齋藤主査 吉越主査 内藤主事 柿崎主事補

◆欠席者 4 名

<委員>

清野 幾久子 高井 正

<事務局>

笠原徴収指導員 前田徴収指導員

◆議事録

事務局

皆様、こんにちは。市税総務課の齊藤と申します。  
ただいまから第 26 回小田原市市税滞納審査会を開催いたします。  
はじめに、部長の和田から皆様に御挨拶をさせていただきます。  
よろしく申し上げます。

挨拶

皆さんおはようございます。総務部長の和田でございます。  
久しぶりに小田原でも晴れ間がのぞいておりますけれども、本当に  
皆様にはお忙しいところ、小田原市市税滞納審査会に御出席いただき  
まして、誠にありがとうございます。  
この審査会は、今回で 26 回を迎えることとなります。

皆さん当然御存じのとおり、この審査会は小田原市の市税の滞納に対する特別措置に関する条例の市長の諮問機関として設置させていただいております。

日頃から、この会の運営及び本市の税務行政に、多大なる御協力を賜っておりますことを厚く感謝を申し上げます。

ところで、最近日本の経済もいろいろとありますけれども、私どもの数字にも出てきており、若干、回復傾向を示しています。私どもの市税の徴収に関しましても、28年度現年度分につきましては99%、過年度分を含めると24年ぶりに96%を超える数字になってございます。おかげさまで上昇傾向にあるという状況でございます。

一方、実は先日来より私ども小田原市と南足柄市が合併に向けての協議を進めております。これまで市の中で分析等を進めており、それを今後、市民の皆様方にお示しをして意見を聞いていくといったステップを予定しておりますが、その市の分析の中で市の将来の財政推計についても分析を行いました。

その結果、御存じのとおり小田原市も人口減少が続いており、特に将来的には生産年齢人口が減少すること、さらに、福祉関係の扶助費が大幅に増加することが見込まれております。そのような関係から、これから平成34年度まで14.5億円、平成42年度には累計で40数億円の収支不足になるという推計結果が出ております。そういう意味でも、一般財源であります市税の公然適正な課税と納付推進が今後ますます大切になっております。

そのような状況下、私どもとしても納税の強化に向けて、所管として精一杯頑張っているところですが、中でも納付し忘れた方に対して、民間委託により設置しております市税等納付促進センターによる納付勧奨も一定の効果を上げている要因とも言えます。

いずれにしても私どもなりに努めておりますが、専門的な委員の皆様には御意見・御教示をいただきながら、市税の徴収等に取り組んでまいりたいと思います。今後とも是非とも御協力をお願いします。

簡単ではございますけれども、開会に当たりまして私の御挨拶に代えさせていただきます。

この後、今年度の事務局の職員体制について紹介を行った。

以降、議事進行を会長に委ねた。

会長

それでは、まず会議の成立要件について確認させていただきます。

まず「小田原市市税滞納審査会規則」第5条第2項には「審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」とありますが、本日は清野委員と高井委員が所用のため欠席しておりますが、委員の2分の1以上の出席があることによって、本日の審査会は成立することと確認させていただきます。

次に、議題に入る前に、今回の審査会の公開について皆様にお諮りしたいのですが、本日の会議案件につきましては、市税の収納状況ということで、その内容から非公開にする理由がないように考えられますので、傍聴を許可しようと存じますが、許可してよろしいでしょうか。

<各委員から異議なしの声>

御異議がないようでございますので、会議を公開したいと存じます。事務局に申し上げます。傍聴希望者がいらっしゃいましたら、入室させていただきます。

事務局 傍聴希望者はございません。

会長 それでは、ただいまから「次第 2 議題」に入ります。  
はじめに (1)「平成 28 年度市税収納状況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明に入ります前に、本日お配りしました配付資料の確認をさせていただきますと存じます。

まず次第でございます。

次に資料 1 委員名簿

資料 2 平成 28 年度市税のあらまし

資料 3 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例について

資料 4 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例

資料 5 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則

資料 6 小田原市市税滞納審査会規則

資料 7 小田原市市税滞納審査会傍聴要領

以上でございます。

事務局 それでは、市税の収納状況等について、資料に基づき説明いたします。  
「資料 2 平成 28 年度 市税のあらまし」をご覧ください。

お聞きいただきますと目次がございますが、「平成 28 年度概況」から始まり、「調定額」、「収入済額」、「収入未済額・不納欠損額」、「収納率」、「滞納者数」、「督促状発付件数」、「差押件数」、「税充当額」、「滞納条例施行後の状況」、最後に「行政サービス制限」といった内容になっております。

それでは、1 ページ、「平成 28 年度 市税の調定額・収入済額等の状況」をご覧ください。一番下の合計欄、網掛けのある欄でございますが、平成 28 年度の予算額といたしましては、現年課税分が 323 億 2,998 万円余、滞納繰越分が 3 億 7,901 万円余、合計で 327 億 900 万円となっております。

調定額といたしましては、現年課税分が 330 億 8,062 万円余、滞納繰越分が 13 億 9,399 万円余、合計で 344 億 7,461 万円余、それに対しまして、収入済額は、現年課税分が 327 億 5,737 万円、滞納繰越分が 4 億 4,965 万円余、合計で 332 億 702 万円余でございます。

二つ飛んで、収納率でございますが、現年課税分が 99.02%、対前年度比 0.13 ポイント上昇、滞納繰越分は、32.26%、対前年度比 3.68 ポイント上昇でございます。市税全体では、96.32%で、対前年度比 0.74 ポイントの上昇となっております。

おめくりいただきますと、2 ページが調定額、3 ページが収入済額の平成 19 年度以降の推移をグラフ化したもので、いずれのグラフも網掛け

部分は滞納繰越分、白い部分は現年課税分として、棒グラフで表したものでございます。

まず、2ページのグラフですが、調定額については、平成19年度のいわゆる三位一体改革に伴う所得税から住民税への税源移譲の時期をピークに、リーマンショック等に起因した景気後退の影響により減少、ここ5年間は全体的に見ても、345億円前後となっております。しかし、現年課税分（グラフの白い部分）の調定額は、平成25年度以降、わずかではございますが、増加に転じております。税制改正に伴う法人市民税の税率引下げなど、調定額減少を見込む要素は多分にあったのですが、緩やかな景気回復を受けた企業業績の改善により、雇用・所得環境も徐々にではあれ、回復している傾向にあると見てとれます。

この調定額に対して、実際にどれだけ収納されたかという数値が、3ページのグラフになります。おおむね調定額のグラフと同様の推移となっておりますが、ここ数年の状況をみますと、現年課税分について、平成24年度において、調定額は前年度比で2億4千万円ほど減少したのに対し、収入済額の減は1億5千万円に留まっている状況でした。平成25年度からは、調定額・収入済額ともに、前年度比で増加となっておりますが、いずれの年度も収入済額の増が、調定額の増を上回っている状況です。

また、網掛け部分の滞納繰越分につきましては、収入済額では、3ページのグラフのとおり、平成25年度には、6.5億円の過去最高額を徴収しました。平成28年度は、4.5億円と前年度比で僅かに減となったものの、調定額自体が減少傾向の中で依然、高い水準であると考えております。

4ページをお開きください。「平成年代の主な税目別収入済額の推移」でございます。一番濃い網掛けの固定資産税につきましては、3年に一度の評価替え年度（直近は平成27年度、3の倍数）を境に多少の増減はございますが、近年では、おおむね一定した状況で推移しております。個人（薄網掛け）と法人（網掛けなし）を合わせた市民税と固定資産税との比較では、バブルとバブルの余波の残る平成5年度までは、市民税が固定資産税を大きく上回っておりましたが、平成6年度以降は、市民税が減額傾向で、平成10年度以降は、固定資産税の割合が大きくなっております。

また、薄い網掛けの個人市民税につきましては、税源移譲により平成19年度に大幅に増額となりましたが、23年度までは右肩下がりが続き、24年度以降は、先ほどご説明しましたとおり、個人所得の減少に歯止めがかかり、おおむね115億円前後で推移しております。

法人市民税（網掛けなし）につきましては、平成21年に起きたリーマンショックによる景気悪化に伴い、大幅な減となっていましたが、こちらの方も平成24年度以降、若干持ち直している状況です。

次に5ページをご覧ください。「収入未済額と不納欠損額の推移」でございます。（棒グラフで収入未済額を左軸、折れ線グラフで不納欠損額を右軸で表しています。）この収入未済額が、翌年度の滞納繰越分になるわけでございます。

収入未済額は、税源移譲等により調定額が増加したことにより、平成19年度以降、22年度まで増加しておりましたが、近年の滞納整理の取組の成果により、23年度以降は減少してきております。（これらの要因につきましては、後ほど「収納率の推移」で、御説明申し上げます）

また、折れ線グラフで示されています不納欠損額は、近年では、平成25年度まで増加しておりましたが、これは滞納処分を行わず5年時効を迎えたものが増えたというのではなく、所在不明の者、換価価値のある財産が見つからない滞納者や生活困窮である滞納者など、納付が見込めない者に対して行いました滞納処分の執行停止の処理を着実に行ったことによるものでございます。平成26年度以降に減少しておりますのは、執行停止の処理が進み、該当事案が減少してきたことによるものと推測しております。なお、執行停止した事案については、通常の5年時効ではなく、3年経過後に納税義務が消滅いたします。

6ページをお開きください。「収納率の推移」でございます。一番上の実線が現年課税分、真ん中の点線が滞納繰越分、一番下の太い実線が市税全体の収納率でございます。

先ほどから、近年では現年課税分・滞納繰越分とも収納額が増加傾向にあること、また、収入未済額が減少傾向にあることを御説明してまいりましたが、これらの状況を端的に表しているのが、こちらのグラフになるかと思えます。

市税全体では平成22年度、現年課税分につきましては平成21年度を底として以後上昇しており、平成28年度は、市税全体では96.32%と24年ぶりに96%を超え、また現年課税分も99.02%と、平成2年度以来の99%超えとなりました。

また、滞納繰越分の収納率は、平成24年度及び26年度に前年度比で下降しておりますが、おおむね19年度以降、右肩上がりの状況にあり、昨年度には、32.26%と、平成に入って初めての30%超えとなりました。

これらの要因といたしましては、現年課税分については、市税の納付環境の整備として、平成23年度からコンビニエンスストアでの収納を開始したこと、また、平成25年度には、口座振替の申込方法を改善し、従来、金融機関の窓口で手続きを行う必要があったものを、納税通知書に口座振替申込書のはがきを同封し、これを市に郵送することにより、口座振替の申込みを可能とするなど、納税者の利便性の向上に努めてきたことや、平成24年度には、主に現年課税分の滞納者を対象として、電話で納付勧奨を行う市税等納付促進センターを民間委託により開設したことなどの取組の成果と考えております。

また、滞納繰越分については、市税等納付促進センターの開設により、職員が滞納整理に専念できる環境が整ったこと、また、後ほど御説明いたしますが、県との不動産共同公売に参加するなど、不動産の差押え及び公売を強化したことにより、公売の売却代金を滞納市税に充てたり、あるいは、公売前に、滞納者が不動産を任意売却し、滞納市税が納められたりといったことなどが、収納率上昇の要因と考えております。

7ページをご覧ください。「平成28年度神奈川県内19市の市税収納率」でございます。小田原市は、市税全体で19市中9位と、昨年度の10位から順位を1つ上げました。

内訳としては、現年課税分では10位から9位へ、滞納繰越分については、8位から6位へと、共に順位を上げております。

8ページをお開きください。「滞納金額別の年度別滞納者数の推移」でございます。各年度、出納閉鎖時点の人数であり、翌年度へ繰り越した人数でございます。左上の図-1、全体としての滞納者数は、平成21年度をピークに年々減少しております。図-2以降は、滞納金額別の人数でございますが、図-2から図-5までの100万円以上の高額事案の滞納

者数、また、右下の図-6の100万円未満の滞納者数、いずれも、近年大幅に減少しております。これは、先ほどから申し上げております差押え等処分を強化したことなどによって完納につながったことが大きな要因であるとともに、市税等納付促進センターによる電話での納付勧奨を、滞納となった早い段階から行うことにより、滞納の累積を抑制し、初期滞納額を増やさない取組の成果であると考えております。

次に9ページをご覧ください。こちらは「督促状発付件数の推移」でございます。一番上の太い実線が市税全体、そして、その下は、上から順番に個人市民税、固定資産税・都市計画税、一番下が軽自動車税でございます。いずれも、おおむね平成20年度、21年度あたりまで増加傾向にありましたが、それ以降は減少に転じております。これは、平成18年度税制改正に伴い、老年者非課税制度が廃止され、年金受給のみの高齢者が課税されることになったこと、また、平成19年度の税源移譲により、低所得者層の個人市民税の税率が上がったことにより、平成20年度、21年度は増加いたしました。平成21年10月から公的年金からの特別徴収が開始されたことに加え、口座振替の促進やコンビニエンスストアでの納付を開始するなど、納税環境を整備したこと、さらに、市税等納付促進センターによる納付勧奨などの取組により、納期内納付率が高まったことに伴い、督促状の発付件数が、年々減少しているものと考えております。

10ページをお開きください。こちらは「税目別の督促状発付税額合計の推移」でございます。先ほどの件数に比例し、税額も減少傾向にございます。

次に11ページをご覧ください。「年度別・対象（財産）別による差押件数の推移」でございます。平成19年度の所得税から住民税への税源移譲に伴い、滞納者数が増加したことにより、差押え等の滞納処分を強化してまいりました。差押えの対象財産でございますが、濃い網掛けで示している預貯金や生命保険、給与などの債権の差押えが多くなっております。近年では、納期内納付をしている多くの市民との税負担の公平性を確保するため、自主納付しない滞納者に対しては、差押え可能額を調査した上、給与の差押えも積極的に行うようにしております。

また、先ほど御説明いたしましたとおり、平成25年度以降、グラフ上部の白色の不動産差押えの件数が増加しております。

なお、平成27年度に、動産の差押え及びインターネット公売を実施したところですが、平成28年度は、適当な財産が見当たらなかったため、実施に至っておりません。しかしながら、動産の差押えやインターネット公売については、今後も必要に応じ、積極的に活用していきたいと考えております。

12ページをお開きください。「公売又は債権取立て・交付要求による税充当額の推移」でございます。こちらは、差し押さえた財産を公売により換価したり、債権を取り立てたりして、滞納となっている市税に充てた額の推移でございます。

網掛けが公売又は債権取立てによる税への充当額、白い部分は、交付要求によるものでございます。交付要求については、滞納者の財産について、例えば、競売や破産手続といった強制換価手続が行われた場合には、裁判所や破産管財人等に対し、市は交付要求いたします。そして、執行機関が財産を換価した際、交付要求に対する配当を受け、税に充当

した額でございます。

グラフ内に記された件数は、増加傾向にありますが、1件当たりの単価（税充当額／件数）は平成26年度をピークに減少傾向となっております。これは、滞納額が少ない滞納者であっても、滞納処分に積極的に取り組んでいるためであると考えられます。

13ページをご覧ください。「小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する条例施行後の状況等について」でございます。

平成12年7月の条例施行後、市では、様々な取組を行ってまいりました。「1 主な取組等」の最近の状況といたしましては、一部繰り返しのようになりますが、平成23年度からコンビニエンスストアでの収納を開始、平成24年度に納税促進センターを開設し、翌平成25年度には、取扱債権に国民健康保険料を追加し、名称を市税等納付促進センターに変更しております。また、県と県内市町村による不動産共同公売に積極的に参加するほか、平成27年度には、軽自動車等の動産の差押えを初めて実施し、これらの換価のためにインターネット公売を実施しております。

次に14ページをご覧ください。2といたしまして、本市と同様に、滞納者の氏名公表及び行政サービスの制限・停止に関する条例を制定している自治体は、福井県の美浜町（みはまちょう）をはじめ、本市以外に11団体ございます。

また、3に記載しましたとおり、本条例に関する視察や資料請求は、最近においても多くはありませんが、ございます。

最後に15ページをご覧ください。本市における「滞納者に対する行政サービスを制限する事業一覧表」でございます。これらの事業は、「市税の滞納に対する特別措置に関する条例」の規定に基づくものではなく、各事業について規定する条例や要綱等において、「市税の滞納がないこと」を条件として定めているものでございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

会長

どうもありがとうございました。

ただ今、市税全体について御説明いただきました。

滞納状況は改善しつつあるとのご報告でありました。また、収納率も上がっているとのことでした。加えて滞納者に対する制限制度を持っている市町村や、小田原市において制限を設けている事業などについても説明いただきました。

全体を通して、皆様から質問等ございますでしょうか。

副会長

固定資産税の滞納分がずっと平均しているみたいですが、固定資産税の滞納の中身ですけど、よく言われている空き家問題が影響するのでしょうか。それとも人は住んでいるけど払ってないのでしょうか。

事務局

最近空き家がいろいろと問題になっておりますが、それも固定資産税の滞納の一つの原因となっているとは思いますが、それだけが固定資産税の滞納の原因ではありません。固定資産税独自の滞納要因を分析したことはありませんが、おそらく滞納の理由としては他の税目と同様かと思えます。ただし、他の税目と違いますのが、土地・家屋という

不動産財産を所有していることによってかかっている税金ですので、債権等があればそこから差押えをいたしますけど、調査した結果、他に市税に充てるような財産がなければ、不動産を差し押さえて最終的には公売にかけて税に充てる、そういった流れにせざるを得ないのかというふうに考えています。

空き家問題は要因の一つではありますがけれども、必ずしも大きな要因ではないと考えています。

会長           そうすると、差押え件数という 11 ページのグラフで 100 件を超えるような形で積極的にしているようですが、差押えは固定資産税が多いということですか。

事務局           市民税等を滞納されて差押えするケースもありますけれども、固定資産税を納められなくて固定資産を差し押さえるケースも当然多いです。先ほど申し上げた不動産を差し押さえる効果として、滞納者との折衝の中で最終的に未納市税を回収できない場合は当方も公売せざるを得ないという話をする中で、国税に比べて市町村はそこまでしないだろうといった感覚は今でも滞納者にはある模様です。ただ、我々は毅然とした態度で、滞納処分に取り組んでいることを伝えることで滞納者の方の考えも変化し、自主的に不動産を売却して、税を納めますといった事案がこのところ増えております。ただし、不動産の差押えに関しては慎重に行わないと塩漬けになる可能性があり、不動産差押えをしますと後々困ってしまうことがありますので、慎重に調査しながら検討し、差押えをしております。

副会長           国税の場合、消費税等の滞納でよく納税者から分割納付にしてほしいということがあるのですが、市民税の場合も分納などの対処という方法をとることがあるのでしょうか。

事務局           分割納付は受け付けます。ただ、おそらく国税と同じでしょうが、原則一括での納付を前提としております。ただし、どうしても納められない、一括で納められない事情があるときに限り、分割納付を認めますといった手順で相談を受け付けます。中には納付できるはずなのに分納を希望される方もおりますが、それは認めておりません。特別に納付が困難な事情がある場合に限り、分割納付を認めています。ただし、これも国税と同じで原則一年間で完納していただく、やむを得ない場合に限りさらに一年間延長をして、2 年間で納まるといった計画を策定します。少額分納を希望される方、高額な滞納があるのにもかかわらず月 5 千円、1 万円、なかなか完納の見込みのない滞納者の方もいらっしゃいますけれども、それは原則として我々は認めておりません。当然、自主的に納付されるものを拒否できませんので、自主的に少額分納をされる方はいますけれども、我々としては認められませんので、増額要請をその都度行っているところでございます。

事務局           分割納付を認めるに当たり滞納者の状況を聴取した上で判断をしているところですが、先ほどの 7 ページに収納率の高い横浜市や川崎市といった政令指定都市では、聞くところによると、それでもなお、税が納まらない場合には、小田原ほど丁寧な納税折衝を経ずに法制度上差押えができることになっていきますので、差押えに直ちに移行するというような状況があるというふうに聞いておまして、そのような取組によって収納率が高いことにつながっているということ聞いております。

横浜、川崎は国税よりも厳しく取り組んでいるのではないかとも思います。

副会長

滞納がずいぶん少なくなって平成10年と比べ1/3になっている。

1兆円弱、9,000億円くらいの滞納がなくなっている。

それでもお客さんによっては、特に消費税が多いですけど、一括での納付はすぐにできないから何回かに分けたものの、仕入れとかの代金を優先して支払ってしまうために納税が遅れ遅れになってしまう例をよく目にしています。そういうのは納税を優先してもらった方がいいのかなという気がします。

悪質な案件というものはあるのですか。

事務局

悪質滞納者の定義づけは人それぞれ感覚が違いますから、なかなか難しいと思います。

少なくともこれまでにこの条例に該当する氏名公表者はいないですけども、悪質というのは法定の手続きを踏んでも、なお滞納が解消されないなどかなり限定的になってしまいます。まずは当然のことながら地方税法や国税徴収法など法定の手続きをきちんと行い、それでも滞納が解消されないという事案となると、財産を意図的に隠している例などは明らかに悪質だとは思いますが。ただ隠されているわけですので財産を隠している事実を知りえない限りはいたちごっこになります。隠しているのをわかっているが、探したけれど見つからない。そういうケースがあればそれは悪質になるのかと思います。

委員

我々が仕事上でやっている差押えとかの感覚からすると、差し押さえて強制競売をする際に市税とか国税の差押えが入っているとほぼ諦める場合が多いです。多分そういう滞納者はそれ以前にいろいろと抵当権が入っているような、そういう事案が多いのではないかと思いますので、実際にそのような事例で差押えをしようとして配当があったという事案は結構あるのでしょうか。

事務局

当然、不動産の差押えを慎重に決裁した上で決めるのですが、まずは、抵当権の状況を第一に調べます。抵当権が入っていないければ、これは直ちに差押えを行います。抵当権が入っている場合でも債権額が現時点で残っているのかを調査した上で差押えの可否を判断します。いくらだったら差押えできるのかというところですが、御本人が住宅ローンの月々の返済を進めることで債務は減っていきますので、必ずしも今仮に差押えして配当見込みがなくても時間が経つことによって配当見込みが出てくる可能性があります。今現在の債権額だけではなく将来的な見込みの中で、配当見込みのあるものについては積極的に差押えをしていく状況です。

どうしても不動産の差押えは慎重になりますため、なかには抵当権が入っていると差押えを行わない自治体もあるようです。本市でも明らかに債権額が大きくていくら待っても抵当権の債務が切れないなということであればこちらも無理に差押えは行いません。しかし、ある程度の返済額であれば当然額が減っていきますので、差押えを入れることができます。

先ほどの不動産の話に絡んで固定資産税の滞納についてですが、我々が対応している中で住宅ローンがあるから税金を納められませんかという人が非常に多いです。これはもう本末転倒な話ですけど、滞納者はまともなことを言っているつもりなんですね。中には税金を滞納しながら、

家を建ててしまう人もいます。このようなケースについては差押えを執行し、公売をするという話を滞納者にしたとしても住宅ローンがあるので税金までお金が回りませんという人が非常に多いですね。それは違うと思います。税金をきちんと納めて家の購入を我慢している人がたくさんいるわけです。生命保険も同じですね。生命保険があるので税金が納められませんかというのは、それは逆だと思います。よくある話です。

会長 今お話があった不動産差押えとは対照的に、債権差押えは抵当権がないから比較的優先的に行っているのでしょうか。

事務局 まず滞納処分の差押えの優先順位として、換価しやすいものから差押えをするという原則がありますので、当然、不動産となるとその後の手続きがはかどらないので、それ以外の預金や生命保険の債権があれば差し押さえて換価して取り立てをしております。そういったものがない方については、致し方ないので不動産の差押えをする。あるいは債権の取り立てをするのですが、取立額が追いつかないので不動産を差し押さえるということです。当然換価しやすい債権があればそちらの方から差し押さえております。

あとは滞納の初期段階から差押えに入っていくというのが近年多いですね。以前は数年間未納がたまった段階で差し押さえるというのがあったのですが、最近は現年課税分についてもその年度中に差押えを進めておりその結果件数が増えているのかと思います。

会長 関連して動産差押えについて、平成 27 年度は軽自動車の差押えが 3 件くらい、昨年度はなく、恒常的に行っているものではないのでしょうか。

事務局 この数字には表れていないですけど、平成 28 年度につきましても普通自動車の差押えを実施しております。普通自動車は滞納処分の区分としては不動産の中に入りますので、ここに表れておりません。普通自動車については車両登録を差し押さえる方法で行っており、車両自体は市に引き上げてはおりません。ただ差押えにより使用に関しても制限がかかりますので、日々使われる方は差押財産の使用等許可申立書を提出いただいております。平成 27 年度については、4 輪の軽自動車と原動機付自転車、オートバイを差し押えて、公売にかけました。このうち 4 輪の軽自動車は、割と新しい車で、公売に出したところ事前の参加申し込みが何件かあったのですが、滞納者の方がぎりぎりになって完納したということがありました。実際に入札したら完納にはならなかったもので、結果的には一番良い解決の仕方になりました。そのほかの原動機付自転車とオートバイにつきましても公売を実施し、売却益を未納市税に充てることができました。平成 28 年度も実施をしたかったのですが、なかなか適当な事例が見当たらず実施に至りませんでした。とはいうものの、インターネット公売につきましても本市としても公売できるものがあれば実施していきたいと思っています。

委員 10 ページのところの、年度税目別の督促状発付税額合計の推移について、例えば法人市民税とか全体的な数字はそんなに多くはないですけど、何件分とか、固定資産税は何件とか平均してみても一人当たり何件分とかいった分析はあるのでしょうか。

事務局

すみません。先ほどの滞納者の人数につきましてはグラフで説明をしているところですが、実は件数というのは出し方に基準がなく、表現が難しいところです。

例えば、固定資産税の課税を例に挙げると、共有名義と単独名義あるいは土地家屋別によって件数の違いが生じます。滞納者をカウントする場合には先ほどの複数の税目を滞納していても一人と数えますが、件数の場合は他の市町村の統計を見てもかなり違う数字が出ていまして、おそらく出し方が違う、計算の仕方が違う、カウントの仕方が違うことがあるので難しいのではないかと考えております。件数についての分析も必要だと思いますが、なかなか難しいのが実情です。

委員

例えば法人市民税のように、ある一定要件の中で不納欠損があるように見受けられますが、滞納の傾向は何かあるのでしょうか。

事務局

今のお話のように税目によつての違いはあります。

特に法人市民税の徴収に関しては当方も特に力を入れております。法人市民税に関しては税務署に行くとは法人の決算書などいろいろなデータが確認でき、それを手掛かりにして滞納整理を進めるといった流れで現在対応を強化しております。税務署の繁忙期などには配慮する必要がありますが、法人経営の実態や所有財産などが分かってくるので、それを手掛かりに売掛金の調査を行うなど、近年、従来以上に力を入れて対策しています。

なお、法人に関して説明はいたしましたが、神奈川県全体の取組として、県の音頭取りのもと県内の33市町村の住民税の特別徴収を推進するという取組を行っております。平成28年度が一つの区切りでしたが、特別徴収を事業所に対しても、特徴義務者の指定をしていただいて推進しております。当然100%にはなりませんけれども、特別徴収により給与から差し引いて事業者が自治体に納めることが進めば全体の収納率も上がるのではないかと考えております。

ただ、なかなか事務が煩雑ということで、全国的になかなか普通徴収のままとなっている傾向もあります。確か静岡県の取組が発端となり、それをきっかけとして今、全国的に広がり、平成28年度を区切りとして神奈川県でも実施しました。その何年も前から段階を踏んで事業者の皆さんにお願いをし、事前の案内をして、平成28年度にある程度ですけれども特徴義務者の率が上がっています。平成29年度には東京都が住民税の特別徴収を6月から始めていますが、神奈川県にも影響が少なからずあると思っております。一方で企業が滞納する場合も今後増えてくるということが考えられますので、先ほど法人市民税の話と同様に企業の納付、滞納の対策をこれからしていけないといけないと考えております。

委員

普通徴収から特別徴収に変わった人はどのくらい増えたのですか。具体的な数字があれば教えてください。

事務局

具体的な数字については本日準備しておらず、申し訳ありませんが、数年前ですと給与所得者の7割に満たない方が特別徴収でしたが、この取組によって、おおむね8割前後の方が特別徴収になりました。この取組によっても個人住民税の収納率が上昇する要因となりました。

委員

私も協力申し上げないといけないなと思っているのです。昨年来から取組がありまして特徴に切り替えになって、だいぶ落ち着いた様子にも伺えます。

5 月にあったケースですが、静岡県の某市に事務所がある事業主さんの、会社が変わり、その特別徴収を引き継ごうと納付書の発送をお願いしたものの、なかなか送ってもらえませんでした。理由を尋ねたところ、既に前の会社宛てで納付書を発行済みだからと発行を断られました。それでは納税義務者や事業所が困ることを強めに主張したところ、最終的には異動届を F A X 送信することで解決できました。

やはり、過渡期だと思うので、それぞれ大変だとは思いますが、みんなが取り組めるようにやっていますので、ご協力をいただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

事務局

国税の場合は一か所で納めればそれで足りませんが、地方税はそれぞれの自治体ごとに納付書で納めなければならないというふうに、従業員の住んでいる自治体ごとに納付しなければならず、煩雑な事務ゆえに特別徴収への移行に難色を示す事業所も見受けられますが、これを解消すべく国税が電子納税の仕組み作りに向け動き始めております。電子納税で一元的に事業者さんごとに納付すると、従業員の自治体に振り分けられるような運用構想がある模様です。これを先にやってくればよかったですけれども、技術的にもいろいろと障壁があるのではと思います。ただ、これがうまく機能し始めると大分納税環境も改善されていくのではないかと期待はしているところです。運用開始は平成 31 年度を予定しているとのこと。なお、国が考えている地方税の電子化に関しては、まず事業者のメリットの大きい事業者自身の納税対策の電子化を、その後個人の納税電子化について検討を行う予定でいる模様です。

会長

いずれにしても収納率はアップしたということで、それから滞納整理についてはご尽力いただいて、税の公平負担について担っていただければと思います。

それでは議題 1 につきましては以上とし、議題の 2、その他について、何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

事務局

委員の皆様におかれましては来年の 6 月 30 日が任期満了となりますので、会議は特段の案件がなければ、今期は本日の会議が最終となります。来年の 7 月以降につきましては改めまして個別にご連絡差し上げたいと思いますので御承知おきください。以上です。

会長

ありがとうございます。

それでは、本日の審査会を終了いたします。ありがとうございました。